

第5期 事業報告

〔平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで〕

神戸港埠頭株式会社

事業報告

(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)

1 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度は、「民」の視点からの効率的かつ効果的な埠頭の管理運営に努めるとともに、アジア主要港との厳しい港間競争を勝ち抜くことのできる国際戦略港湾「阪神港」の実現を目指して、集貨、国際競争力の強化に取り組んでまいりました。

集貨としては、神戸市などと一体となって、阪神港セミナーなどポートセールス活動に取り組みました。また、釜山港をはじめとする東アジア主要港から西日本諸港の貨物を奪還すべく、国際フィーダー網の拡充に引き続き取り組むとともに、神戸港におけるトランシップ貨物の誘致にも取り組みました。

国際競争力の強化としては、コンテナ船の大型化など、阪神港を取り巻く状況が急速に変化するなか、高規格コンテナクレーン、大水深・耐震岸壁の整備を引き続き進めました。

また、昨年10月には、会社分割により阪神国際港湾株式会社を設立し、外貿埠頭・フェリー埠頭等の建設、賃貸及び管理運営に関する事業並びにこれらに付随する事業を移管いたしました。

国、港湾管理者及び阪神国際港湾株式会社と連携して取り組んだ結果、平成26年の神戸港の内外貿を合わせたコンテナ取扱個数は、2,617千TEUとなりました。

この結果、当事業年度の売上高は5,756百万円、営業利益は1,325百万円、経常利益は893百万円、当期純利益は1,224百万円となりました。

このうち、外貿埠頭事業の売上高は5,526百万円、売上原価は3,963百万円、販売管理費及び一般管理費は381百万円、営業利益は1,181百万円となり、フェリー埠頭事業の売上高は229百万円、売上原価は75百万円、販売管理費及び一般管理費は10百万円、営業利益は144百万円となりました。

(2) 設備投資の状況及び資金調達の状況

特記する事項はありません。

(3) 対処すべき課題

借入金残高が依然320億円超となっており、引き続き削減を進めてまいります。

(4) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区分	単位	第2期	第3期	第4期	第5期
		H23.4.1から H24.3.31	H24.4.1から H25.3.31	H25.4.1から H26.3.31	H26.4.1から H27.3.31
売上高	百万円	8,071	7,665	8,260	5,756
経常損益	百万円	△3,063	△1,142	880	893
当期純損益	百万円	△1,866	△1,149	4,787	1,224
1株当たり 当期純損益	円	△2,624.20	△1,614.57	6,725.02	1,721.27
総資産	百万円	93,292	85,100	82,716	73,395

(5) 主要な事業内容

外貿埠頭並びにフェリー埠頭等の建設、賃貸及び管理運営
コンテナ蔵置施設等物流施設の建設、賃貸及び管理運営
港湾振興に寄与する集貨・集客促進事業の実施

(6) 主要な事業所（平成27年3月31日現在）

本社 神戸市中央区浜辺通五丁目1番14号 神戸商工貿易センタービル16階

(7) 使用人の状況（平成27年3月31日現在）

従業員数	前期末比増減
1名	△45名

注 従業員数にアルバイト及び人材派遣会社からの派遣者は含んでおりません。

(8) 主要な借入先及び借入額（平成27年3月31日現在）

借入先	借入金残高
国土交通省	7,882,046千円
神戸市	14,943,064千円
三井住友銀行	1,456,780千円

注 上記のほか、シンジケートローンによる借入金（総額7,353,000千円）があります。

(9) 事業の新設分割の状況

平成 26 年 10 月 1 日に民の視点による効率的な港湾運営を実現し、国際戦略港湾「阪神港」の国際競争力の強化を図るため、共同新設型分割により、外貿埠頭・フェリー埠頭等の建設、賃貸、管理運営に関する事業並びにこれらに付随する事業を阪神国際港湾株式会社に分割いたしました。

2 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 1,000,000 株
- (2) 発行済株式総数 711,260 株
- (3) 株主の状況 神戸市 711,260 株

3 会社の役員に関する事項

- (1) 取締役及び監査役 平成 27 年 3 月 31 日現在

氏名	地位	重要な兼職の状況
山本 朋廣	代表取締役	株式会社OMこうべ 代表取締役社長
吉井 真	取締役	神戸市みなと総局長
田中 誠夫	取締役	神戸市みなと総局技術担当部長
大塚 明	監査役	弁護士
金谷 勇一	監査役	神戸市みなと総局経営企画部長

(注1) 平成 26 年 6 月 27 日付で吉井真は社外取締役に、平成 26 年 10 月 1 日付で山本朋廣は代表取締役社長に、田中誠夫は社外取締役に、金谷勇一は社外監査役に就任しております。

(注2) 吉井真及び田中誠夫は会社法第 2 条第 15 号に定める社外取締役であります。

(注3) 大塚明及び金谷勇一は会社法第 2 条第 16 号に定める社外監査役であります。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区分	支給人員	支給額
取締役	9 名	32,485 千円
監査役	2 名	2,222 千円
合計	11 名	34,707 千円

(注1) 当事業年度末の人員は取締役 3 名、監査役 2 名ですが、平成 26 年 9 月 30 日付で取締役 9 名及び監査役 1 名が退任し、平成 26 年 10 月 1 日付で取締役 2 名及び監査役 1 名が就任したため、支給人員と相違しています。

(注2) 平成 23 年 3 月 18 日開催の臨時株主総会において、取締役の報酬額を月額 9,000 千円以内、監査役の報酬額を月額 1,000 千円以内に、それぞれ決議いただいております。

(3) 社外役員責任限定契約の内容の概要

当社は社外取締役、社外監査役の全員と責任限定契約を締結しており、内容は次のとおりであります。

① 社外取締役の責任限定契約

社外取締役は、本契約締結後、その職務を行うにあたり、善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第 425 条第 1 項に定める最低責任限度額を限度として、損害賠償責任を負うものとする。

② 社外監査役の責任限定契約

社外監査役は、本契約締結後、その職務を行うにあたり、善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第 425 条第 1 項に定める最低責任限度額を限度として、損害賠償責任を負うものとする。

4 会計監査人の状況

名称	新日本有限責任監査法人
----	-------------

5 会社の体制及び方針

当社は、内部統制体制を確立するため、平成 23 年 3 月 18 日開催の取締役会で「内部統制システムの整備に関する基本方針」（平成 23 年 4 月 1 日施行）を制定しました。平成 26 年 10 月 1 日開催の取締役会及び平成 26 年 10 月 1 日付決裁で、定款の改正に伴う所要の改正を行いました。

当該基本方針の内容は、次のとおりであります。

1 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社の取締役は、企業活動のあらゆる場面において関係法令や定款を厳格に遵守する。
- ② 業務の適正を確保する体制を確立するため、社長は、監査役と協力して未然に法令定款違反を防止する。
- ③ 取締役は、重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見したときには、直ちに代表取締役社長に報告し、適切な処置をとるものとする。
- ④ 監査役は、コンプライアンスの運用に問題があると認めるときには、代表取締役社長に対して意見を述べるとともに、その改善策の策定を求めることができる。

2 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 当社における取締役の職務の執行に係る情報については、文書管理規程、文書分類表に基づき適切に保存及び管理を行い、また、必要に応じ閲覧が可能となるようにする。

3 損失の危険の監理に関する規程その他の体制

- ① リスクの把握とその管理及び管理の体制等について、全社的対応は総務課が行い、各部門の所管業務に付随するリスク管理は当該部門が対応することとする。
- ② 必要に応じて、規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行

う。

- ③ 不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長を本部長とする対策本部を設置し、損害の発生を最小限にとどめる体制を整えるものとする。
- 4 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ① 事業活動に際し社内全体における意思統一を図るため、取締役の過半数の決定によって経営計画を策定し、当該経営計画に基づき取締役は職務を執行する。
 - ② 取締役は必要に応じて適宜合議することとし、当社の経営方針にかかわる重要事項については、事前に合議を行い、業務執行状況を監督する。
 - ③ 取締役の職務の執行を迅速かつ効率的にするため、事案決定規程その他の業務運営規程に基づき、各取締役及び社員の職務権限を定め、さらに必要に応じ職務権限を委譲する。
 - 5 社員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ① 社員が業務を行うに当たり法令及び定款を遵守するための体制を整備し、併せて社員に対するコンプライアンス教育及び啓発活動を行う。
 - ② 当社の事業活動において法令・定款違反等の発生及びその可能性のある事項を早期に発見し是正するための内部通報制度を整備し、社員及び関係者からの報告体制を整える。
 - 6 監査役の職務を補助すべき社員に関する体制と当該社員の取締役からの独立性に関する事項
 - ① 監査役がその職務を補助すべき社員を置くことを求めた場合には、監査役を補助すべき社員として監査役補助者を社員の中から任命することが出来ることとする。
 - ② 監査役より監査業務に必要な命令を受けた監査役補助者は、その命令に関して取締役の指揮命令を受けないものとし、取締役からの独立性を確保する。
 - 7 取締役及び社員が監査役に報告をするための体制その他監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ① 取締役は、会社の業務執行の状況その他必要な情報を株主総会において報告又は説明する。
 - ② 取締役及び社員が会社の信用又は業績について重大な被害を及ぼす事項又はそのおそれのある事項を発見した場合にあっては、監査役に対し速やかに当該事項を報告するものとする。
 - ③ 監査役は、職務の執行に当たり必要となる事項について、取締役及び社員に対して随時その報告を求めることができ、当該報告を求められた者は速やかに当該報告を行うものとする。
 - ④ 監査役は、代表取締役社長及び取締役並びに会計監査人と必要に応じて意見交換を行う。
- (注) 本事業報告書の記載金額、数量等は表示単位未満の端数を切り捨て、比率については四捨五入しております。